



整理No.

納税管理人（設定・変更・廃止）申告書兼承認申請書

下記のとおり、納税義務者にかかる市税について納税管理人を定め（変更・廃止し）、美作市税に関する一切の事項を処理させますので、管理人と連署をもって申請（申告）します。

令和 年 月 日

美作市長 様

納税義務者	住所（〒 - ）	氏名・名称・商号 （ふりがな）
	TEL（ ） -	生年月日 M・T・S・H 年 月 日
届出人 <small>（必ずご記入ください）</small>	住所（〒 - ）	氏名 （ふりがな）
	TEL（ ） -	生年月日 M・T・S・H 年 月 日

記

【納税管理人】（新納税管理人と届出人が同一の場合は新管理人欄に「届出人と同」と記入してください）
（廃止の場合は新管理人欄に「廃止」と記入してください）

新	住所（〒 - ）	氏名・名称・商号 （ふりがな）
	TEL（ ） -	生年月日 M・T・S・H 年 月 日
旧	住所（〒 - ）	氏名・名称・商号 （ふりがな）
	TEL（ ） -	生年月日 M・T・S・H 年 月 日

※地方税法第300条第1項並びに美作市税条例第25条第1項（市町村民税）及び地方税法第355条第1項並びに美作市税条例第64条第1項（固定資産税）の規定により、納税管理人を設定する場合には、当該納税管理人が市内に住所・居所等を有している場合には市町村長への申告が、市内に住所・居所等を有していない場合には市町村長に申請して承認を受けることが、それぞれ必要となります。

※新規に納税管理人を設定する場合は、旧納税管理人欄に記入する必要はありません。

※納税義務者もしくは旧納税管理人の口座から口座振替の方法により納税されている方において、口座の変更をご希望の方は、合わせて口座振替変更依頼書をご提出いただく必要がございますので、ご連絡ください。

※後に所有権移転登記をされた場合で、新納税義務者が口座振替の手続きをされていない場合は、納付書による納付をしていただくこととなりますので、口座振替をご希望の場合はご連絡ください。

〒707-8501
 岡山県美作市栄町 38-2
 美作市役所 市民部 税務課
 TEL (0868) 72-0927 (直通)



記載例



整理No.

納税管理人（設定・変更・廃止）申告書兼承認申請書

下記のとおり、納税義務者にかかる市税について納税管理人を定め（変更・廃止し）、美作市税に関する一切の事項を処理させますので、管理人と連署をもって申請（申告）します。

令和元年4月1日

美作市長 様

納税義務者	住所（〒707-8501） 岡山県美作市栄町 38-2	氏名・名称・商号 （ふりがな） みまさか たろう 美作 太郎
	TEL (0868) 72 - 0927	生年月日 M・T・◎・H 11年 1月 1日
届出人 <small>（必ずご記入ください）</small>	住所（〒707-8501） 岡山県美作市栄町 38-2	氏名 （ふりがな） みまさか いちろう 美作 一郎
	TEL (0868) 72 - 0927	

記

【納税管理人】（新納税管理人と届出人が同一の場合は新管理人欄に「届出人と同」と記入してください）
（廃止の場合は新管理人欄に「廃止」と記入してください）

新	住所（〒 - ） 届出人と同	氏名・名称・商号 （ふりがな） 届出人と同
	TEL () -	生年月日 M・T・◎・H 22年 2月 2日
旧	住所（〒 - ）	氏名・名称・商号 （ふりがな）
	TEL () -	生年月日 M・T・S・H 年 月 日

※地方税法第300条第1項並びに美作市税条例第25条第1項（市町村民税）及び地方税法第355条第1項並びに美作市税条例第64条第1項（固定資産税）の規定により、納税管理人を設定する場合には、当該納税管理人が市内に住所・居所等を有している場合には市町村長への申告が、市内に住所・居所等を有していない場合には市町村長に申請して承認を受けることが、それぞれ必要となります。

※新規に納税管理人を設定する場合は、旧納税管理人欄に記入する必要はありません。

※納税義務者もしくは旧納税管理人の口座から口座振替の方法により納税されている方において、口座の変更をご希望の方は、合わせて口座振替変更依頼書をご提出いただく必要がございますので、ご連絡ください。

※後に所有権移転登記をされた場合で、新納税義務者が口座振替の手続きをされていない場合は、納付書による納付をしていただくこととなりますので、口座振替をご希望の場合はご連絡ください。

〒707-8501
岡山県美作市栄町 38-2
美作市役所 市民部 税務課
TEL (0868) 72-0927 (直通)